

産業廃棄物処理に係る「業の許可」と「講習会受講」について

- * 講習会の受講を申し込まれる方の一部に、業の許可と講習会修了証の関係についてよくわからない方がいますので簡単に取りまとめてみました。許可を出す自治体によってその取扱いの一部が異なるところがありますので、申請の際には許可を受けようとする自治体担当者にお尋ねいただき、間違いのないようお願いいたします。

- 産業廃棄物処理に係る仕事はその業務を行う場所の県や政令・中核市等の許可を受けた者でなければ行うことができません。そして、許可を得る際の添付書類の一つに日本産業廃棄物処理振興センター（略称：JW センター）が行う「講習会の修了証」（写し）があります。
- 修了証には新規講習と更新講習があり、新規講習については有効期間が5年、更新講習については2年とされています。（一部自治体では5年とするところもある）
- 講習会は収集運搬業務を行う場合は収集運搬に係る講習会、また、処分業（中間・最終）を営む場合は処分に係る講習会の修了証が必要です。
- 修了証は個人業として営む場合はその代表者、法人として営む場合は会社登記簿に記載がある役員（政令使用人を含み、監査役については含む自治体と含まない自治体があります）のうち誰かが受講している必要があります。
- 一般的に初めてその業務に携わる場合は新規講習会、また、行政の許可証の有効期間（一般的には5年間）が満了するため、更新許可を受ける方にとっては更新講習会の修了証が必要になります。（更新の場合には新規講習会の修了証でも可）
- 個人業として営む方が亡くなったりして講習会受講者がいなくなった場合は、業の許可が取り消しになりますので、後継者が業を引き継ぎたい場合は新規講習会の受講が必要です。また、法人として営んでいた会社の受講者が死亡や人事異動等でいなくなった場合には、他の人が速やかに新規または更新の講習会を受講する必要があります。（一部の自治体ではこれまでに講習会受講経験が無い人は新規講習を受けるよう指導するところもあります。＜福井の場合は新規、更新のいずれでも良い＞）
- 個人事業を法人に変更する場合も新規、更新のいずれの講習会修了証でも良いとしています。
- 既にどこかの自治体の許可を受けている事業者が他の自治体に許可申請を行う場合は、新たに許可を得ようとする自治体では新規の許可申請であっても、有効期限の残っている自治体の許可証（写し）と更新講習の修了証を添付すれば良い。